

実施方針(案)に関する意見提案書

No.	タイトル	該当箇所							意見等
		頁	第●	●	(●)	○	か	英小	
1	(10) サービス対価の支払い	2	第1	1	(①)	①			①において、「本組合は、基幹的設備改良工事に係る対価について、基幹的設備改良工事対象設備の引渡し後、契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、本件においては、浜田市契約規則第35条に準じ保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の対価の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から応札額の低下を図ることで、事業のVFMの向上に繋がるものと思われまます。
2	実施方針	1	第1	1	-6	①	オ		工事中のごみ処理外部委託支援の「支援」について具体的にご教示いただけますでしょうか。
3	実施方針	2	第1	1	-10	①			サービス単価の支払いについて「本組合は基幹改良工事対象設備の引き渡し後、契約に定める額を割賦方式より支払いを行う」とありますが、「割賦方式」とは各年度の出来高に応じた出来高払いであるとの理解で宜しいでしょうか。
4	実施方針	2	第1	1	-10	②			「運転管理業務に係る対価について、契約書に従い、事業期間終了までの間、均等に支払う」と記載がありますが、処理量により変動する費用についてはどのように支払いをお考えでしょうか。
5	実施方針	3	第1	1	-13				「事業期間終了時点においても、本施設を良好な状態に保持」とありますが、「良好な状態」の定義（引き渡し条件）と期間終了後の運営継続の有無をご教示願います。
6	実施方針	5	第2	5	-2	③			提案者から提出された提出書類の一部公開については、技術ノウハウ流出の可能性もあるため、公開を控えていただく事は可能でしょうか。
7	実施方針	6	第2	6					「6. 提案資格要件」では、「…詳細な要件は公告時に示す」とあります。その公告内容及び公告に関する質疑回答を確認した上で、事業者を構成する企業等を決定したいと考えます。公告時における有資格者名簿への登録等が難しい場合も想定されます。そのため、提案資格要件を満たしているかの確認は「本事業の公告日」ではなく、「参加表明書の提出時」にご変更いただけないでしょうか。また、4ページ「2. 受託者の選定方法」(1)「…公告時に本組合が提示する募集要項に示す提案資格要件を満たしているかの確認を行う。」との記載についても同様に、参加表明書提出時の確認としていただけないでしょうか。
8	実施方針	8	第3	2	-2	②			「運転管理業務の各支払期の業務完了時に検査を行い」とありますが、各支払期について、ご教示をお願い致します。